令和2年第12回本部町議会定例会会議録							
招 集 年 月 日 令和2年12月15日							
招集場所							
開閉会日時	本部可蔵云蔵物   開 議 令和2年12月17日 午前10時00分						
及び宣言	閉 会		和 2 年12月17		後 0 時12分		
※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。							
	名	欠 席	1 名	欠	員	1 名	
議席番号 氏	名	出席等別	議席番号	氏	名	出席等別	
1 真部	卓 也	出	9	具志堅	勉	出	
2 崎 浜	秀昭	IJ	10	座間味	栄 純	"	
3 比 嘉	由具	IJ	11	松川	秀清	"	
5 小橋川	健	11	12	喜納	政 樹	"	
6 伊良波	勤	"	13	宮城	達彦	欠	
7 具志堅	正英	"	14	崎 浜	秀 進	出	
8 仲宗根	須磨子	"	15	欠	員		
※ 会議録署名議員							
11番 松 川	秀清		12番	喜納	政 樹		
※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。							
町 長	平良	武康	副町	「 長	伊野波	盛二	
教 育 長	知 念	正 昭	会計管理者	兼会計課長	上間	辰 巳	
総 務 課 長	仲宗根	章	企画商工	観光課長	屋富祖	良美	
住 民 課 長	崎 原	誠	福 祉	課 長	安 里	孝夫	
健康づくり推進課長	平安山	良信	建設	課 長	宮城	忠	
農林水産課長	松本	一 也	上下水	道課長	新里	一成	
教育委員会事務局長 有 銘 高 啓							
※ 本会議に職務のため出席した者							
事 務 局 長	宮城	健	主	事	仲宗根	農	

# 議 事 日 程

12月17日 (木) 3日目

	T		
日程番号	議案番号	件	名
1	議案第90号	土地改良事業計画の概要について	(議案説明・審議・採決)
2	議案第91号	本部町会計年度任用職員の給与及び費用 改正する条例の制定について	弁償に関する条例の一部を (議案説明・審議・採決)
3	議案第92号	本部町長選挙及び本部町議会議員選挙にの公費負担に関する条例の制定について	
4	議案第93号	本部町放課後児童クラブの設置及び管理	に関する条例の制定につい (議案説明・審議・採決)
5	議案第94号	もとぶ放課後児童クラブの指定管理者の	指定について (議案説明・審議・採決)
6	議案第95号	本部町国民健康保険税条例の一部を改正	する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
7	議案第96号	動産の買い入れ契約の締結について(備	蓄資材購入業務) (議案説明・審議・採決)
8	議案第97号	動産の買入れ契約の締結について(本部 器整備備品購入)	町GIGAスクール情報機(議案説明・審議・採決)
9	議案第98号	工事請負契約の締結について〈第二浜 工)〉	川橋橋梁整備工事(上部 (議案説明・審議・採決)
10	議案第99号	工事請負契約の締結について〈満名川線	道路改良工事(その3)〉 (議案説明・審議・採決)
11	議案第100号	令和2年度本部町一般会計補正予算につ	いて(議案説明・審議・採決)
12	議案第101号	令和2年度本部町国民健康保険特別会計	補正予算について (議案説明・審議・採決)

日程番号	議案番号	件 名
13	議案第102号	令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
14	議案第103号	令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
15	議案第104号	令和2年度本部町水道事業会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
16	議案第105号	動産の買入れ契約の締結について(本部半島多機能観光支援施設整 備備品購入) (議案説明・審議・採決)

開 議(午前10時00分)

O 議長 崎浜秀進 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1. 議案第90号 土地改良事業計画の概要についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。農林水産課長。

O 農林水産課長 松本一也 さきに提案してありました議案第90号 土地改良事業計画の概要 についてを説明いたします。

議案書のページをめくってください。1ページと書いてありますが、令和3年度新規採択、団体営土地改良事業計画概要書でございます。その内容につきましては、参考資料で説明したいと思います。

14ページ、15ページをお開きください。まず14ページのほうから、大まかに説明いたします。この事業計画は、農業用水を排水する畑地かんがい施設の整備の工事となっております。そこの3番のほうから説明していきます。受益面積ですが15.2ヘクタール、平米に直しますと15万2,000平米、坪数に直しますと4万6,000坪となっております。4番、受益戸数ですが174戸となっております。5番、主要工事ですがファームポンド1基、畑地かんがい施設一式、そして農業用用排水施設、これは130メートルの整備となっております。6番、予算関係、総事業費が5億3,800万円となっております。7番、負担区分、この事業の負担区分は、国が80%、県が11%、町が9%となっております。8番、事業工期ですが、令和3年度から令和7年度の5年間となっております。令和3年度に実施設計を行いまして、令和4年度から令和7年度にかけてファームポンドなど送水管の整備を行います。

次の15ページをお開きください。平面図となっております。表の中央あたりの少し上のほうに 具志堅区公民館がありますが、その前の国道を挟みまして左側のほう、大まかに分けて黄色の枠 のほうですね、3か所ありますけれども、ここは土地改良区となっております。そこに整備を行 う予定であります。それと併せて国道を挟みまして右側のほうにも黄色の色塗りの場所がありま すけれども、そこは畑がまとまってある場所で、地域のほうからそこのほうにも施設を整備して いただきたいということの要望がありましたので、今回、新規で整備するものであります。大ま かに以上、説明とします。

O 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第90号 土地改良事業計画の概要についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第90号 土地改良事業計画の概要については、原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第91号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

### ○ 総務課長 仲宗根 章 議案第91号の説明をいたします。

一番最後のページ、4枚目に参考資料を添付しております。そちらのほうで説明をさせていた だきます。会計年度任用職員の期末手当の基礎額の変更でございまして、会計年度任用職員は、 以前の臨時職員、そして嘱託職員の制度がそれぞれありましたけれども、それを一本化しまして、 会計年度任用職員という制度ができました。それが今年の4月1日から制度化されたものであり まして、その会計年度任用職員の期末手当に関する基礎額の考え方の変更をお願いしたいと思い ます。会計年度任用職員は表が3つありますけれども、フルタイム職員、パートタイム職員と パートの日給・時給職員がありまして、フルタイム職員は幼稚園教諭、保育士が対象になりまし て、職員と同じく7時間45分の勤務をする職員がフルタイムでございます。パートタイムが一番 多いですけれども、例えば役場の窓口の一般事務、そして保健関係の保健師、栄養士等々があり ますけれども、週5の7時間勤務でございます。その下のパートタイムの日給・時給が清掃員等 になります。今回、真ん中の欄のパートタイムの月額の職員、主に7時間勤務ですけれども、そ の方々の期末手当の基礎額の考え方に変更をお願いしたいと思っております。今現在は、改正前 は一月当たりの平均額を取るという考え方でございます。例えば12月の期末手当の基礎額の算定 をする際に、6月から11月、12月の前の6月から11月の、一月の平均月額を算出して、それに期 末手当を掛けるというものでありますけれども、そうするとですね、例えば介護休暇、子の介護 休暇、親の介護休暇等でどうしても欠勤せざるを得ない職員というのが出てきた場合に、例えば 6月に丸々1か月仕事ができないといった場合には、6月の平均を取ると平均額が下がるという ことになります。これをフルタイム、あるいは本務職員と同様、例えば12月の期末手当でありま すと、12月1日の月額で押さえて期末手当を支給すると。そうすることによって、どうしても無 給休暇で仕事をしなかった期間があるなしに関わらず、12月1日の給料でもって基礎額を押さえ ますので、給料が一緒であればボーナスも同じという方向に改正したいというものでございます。 以上、説明を終わります。

## O 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第91号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第91号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第92号 本部町長選挙及び本部町議会議員選挙における選挙運動に係る費用の 公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

### ○ 総務課長 仲宗根 章 議案第92号の説明をいたします。

提案の際にも、提案理由を説明いたしましたけれども、もう一度、読み上げさせていただきます。今回の提案理由でございますが、新規の条例の制定でございます。公職選挙法の改正に伴い、立候補者の環境整備のため、公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、条例を定め、本部町長選挙及び本部町議会議員選挙における選挙運動に係る費用の公費負担を可能としたいということでありまして、2月28日に投開票を予定しております町議会選挙から、この条例の下で公費の負担を行いたいという提案でございます。

5ページの資料でもって説明をさせていただきます。まず、今回、公費で負担する選挙運動に係る費用というのはどういったものかということでございますけれども、法律で規定されております。まず公職選挙法第141条第8項におきまして、自動車の使用について無料とすることができると。この場合、条例で定めるということになっております。そして2番目に、こちらも同じ公職選挙法でございますが、ビラの作成について無料とすることができる。これも条例で定めなければならない。3番目にポスターの作成について無料とすることができる。これも条例で定めなければならないと。今回、この3点の選挙運動に係る費用を条例で制定して公費で負担することができるということですので、その3点を公費で負担するという条例を制定しているところであります。

6ページをお願いいたします。費用で幾らかかるかということでございますが、選挙運動用自動車ですけれども、表中、1、一般運送契約(ハイヤー等)とありますが、こちらと契約しますと1日につき3万2,250円でございます。こちらは通常緑ナンバーと言われる事業者ですね、そこと契約した場合は1日当たり3万2,250円、選挙期間は5日になりますので、16万1,250円を公費で負担しますということであります。ハイヤー等と契約しない場合、一般運送契約以外の契約、例えば車を知り合い等から、知人等から借りてその契約をして、その知人に払うという場合も該当します。生計を一にしない方から自動車の借入れはレンタルということになりますので、その場合は1日につき7,900円、5日間で3万9,500円が公費から負担されますと、燃料につきましても1日につき3,780円、5日で1万8,900円、運転手のほうは1日につき8,800円、4万4,000円の公費の負担があると。ハイヤー以外だと全て合計しますと10万2,400円が公費で負担されます。選挙運動用ビラでございますが、ビラにつきましては上限の枚数が1,600枚と規定されておりま

すので、1,600枚を作成した場合には1万2,016円が公費で負担されます。選挙運動用のポスターでございますが、ポスターは掲示場が54か所ございますので、54か所分で5万3,460円が公費で負担されます。1人当たりの公費ですが、16万7,876円、これは限度額になりますが、今回公費で負担できるという条例を制定しております。

それに伴いまして、今回、供託金を納めないといけないという制度もございます。町議会議員、今までは供託金が不必要でありましたけれども、15万円の供託金が必要になるということであります。以上、説明を終わります。

O 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第92号 本部町長選挙及び本部町議会議員選挙における選挙運動に係る費用の公費負担に 関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第92号 本部町長選挙及び本部町議会議員選挙における選挙運動に 係る費用の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第93号 本部町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定について を議題とします。

本案について議案の説明を求めます。福祉課長。

**○ 福祉課長 安里孝夫** さきに提案しております本部町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

通称学童と言われる施設となっております。今回、公設民営で初の施設となりますので、各条 例説明をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

次のページをお願いします。第1条で本施設を設置する法的根拠と運営する目的について示しております。(施設の名称等)、第2条で名称、もとぶ放課後児童クラブ、位置、本部町字東602番地6、定員、40人となっております。(事業)、第3条、国が示している放課後児童クラブ運営指針を網羅した事業内容となっております。(指定管理者による管理)、第4条で町長が指定するものに本施設の管理を行わせるものとするという趣旨の内容となっております。(対象児童)、第5条で対象者を定めております。1号、本部町に住所を有している児童、2号、町立小学校に就学している児童、3号、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童、1号から3号までを満たした児童が対象となっております。第2項で前項の規定にかかわらず、町立小学校に就学している児童であって町長が認めたものは、入所することができるものとしております。

(休所日)、第6条、本部町の休日を定める条例と一緒の内容となっております。

次のページをお願いいたします。(開所時間)、第7条、児童クラブの開所時間は、放課後か ら午後6時半までとする。ただし、学校の休業日にあっては、午前7時半から午後6時半までと する。小学校は学年により終業する時間が変わるため、放課後という表記となっております。ま た休業日とは主に土曜日を指しますが、本年は特別にコロナの影響で休校となった際も学童は運 営する旨、厚労省からの通達もあり、そのようなときもこのような文で読み取るための内容と なっております。第2項、前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めると きは、開所時間を変更することができる。延長を想定した内容となっております。(入所の承 認)、第8条で入所する児童の保護者は、指定管理者の承認を受けなければならないとされてお り、現在、町が行っている保育園の入所に類する基準を設け、優先順位をつけての入所手続を進 めていきます。今回が公設民営ということで初めての入所手続になるため、福祉課と指定管理者 で基準を詰めながら行ってまいります。(入所の取消)、第9条では入所取消し規定を定めてお ります。(保育料など)、重要なポイントですので読み上げます。第10条、児童クラブに入所し た児童の保護者は、指定管理者に児童クラブの利用に係る料金を納付しなければならない。この 場合において、保育料は、指定管理者の収入とする。第2項、保育料は、入所児童1人につき月 額8,000円の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。第 3項、指定管理者は、前2項に掲げる保育料のほか、おやつ代、昼食代、教材費、保険料等児童 の健全育成を図るために必要な費用を保護者から徴収することができる。この場合において、指 定管理者は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、当該必要な経費の額を 定めなければならない。現在、現行の民設民営の学童の保護者負担が1万二、三千円となってお りますが、本施設が公設民営ということで、1万円以内の負担設定を考えております。(指定管 理者が行う業務)、第11条で指定管理者の業務内容を示しております。

次のページをお願いいたします。(事業報告書の作成及び提出)、第12条で毎年の報告を受け付けます。(秘密保持義務)、第13条で情報漏えい防止を盛り込んでおります。(町長による管理)、第14条で何らかの理由で指名したものが運営管理することが困難であると長が判断した場合は、町が直営で運営することの内容が記されております。(委任)、第15条、この条例に定めるもの以外は規則で別途定めます。附則の第1項で令和3年4月1日付での施行、2項で準備行為について触れております。施行は4月1日ですが、入所申込みの受付や運営に必要な用具等の準備等を施行前に認める内容となっております。以上で説明を終わります。

- 議長 崎浜秀進 質疑を行います。5番 小橋川 健議員。
- 5番 小橋川 健 新しい試みということで、公設民営、すばらしい施設だと思います。

一つですね、やはり初めてでもあるんですけれども、学校内に造るということで、やはり場所的にも小学校の運動場と隣接するということで、やはりそちらのほうも利用することが十分に考えられると思いますが、今のところ、やはり放課後は一応本部小学校の場合はサッカーとか野球とかグラウンドを使っている状況でありますので、この辺、学校との話だけではなく、放課後の、

小学校の部活動の場合は外部コーチとか父兄で成り立っているところもありますので、その辺と もちゃんとお話をしないと後からもめるケースも出てくると思いますので、次のほうで定めると おり、指定管理者ももう決まっているような状態で、次の段階に行くと思いますので、その辺も ちゃんと決めてやるべきだと思いますが、その辺についてのお考えをお聞かせください。

- O 議長 崎浜秀進 福祉課長。
- O 福祉課長 安里孝夫 今回、学校に隣接した形で施設を建設させてもらいました。より児童 生徒が連携を取りながら、学校終了後に生活の場として安心して過ごせるための施設となってお りますので、学校、教員や部活のコーチも含めて、我々が最初に間に入って情報交換をしながら この施設の趣旨を説明しながら、子供たちが身近で安心して使えるような環境づくりをしてまい りたいと考えております。
- O 議長 崎浜秀進 5番 小橋川 健議員。
- 5番 小橋川 健 本当に、その辺までしっかり詰めていかないと、せっかくいい事業なので、また来年度は上本部小中学校の中にも造るという計画もあるというお話も聞いておりますので、それの指針となれるようなちゃんとした話合いをして、どちらからも不満が出ないような形でこの事業をしっかり整備していってもらいたいと考えております。以上です。
- 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。12番 喜納政樹議員。
- **O 12番 喜納政樹** 1点お伺いしたいと思います。

先ほど課長の説明の中で、対象児童に関したら第5条の3点がございましたが、対象児童と、この条例には書いていないような説明もございまして、入所するためのいわゆる条件的なもの、保育園の入所の条件とかありましたよね、それを先ほど口頭で説明されていましたが、それはこの条例等で定める必要はないのか。我々、私もこれを見て、この3つの対象なのかなと思ったんですが、そうではないような説明でありましたが、その対象の児童と入所できる児童はこれは全然別なんですか。その説明をもう一度お願いします。

- O 議長 崎浜秀進 福祉課長。
- 福祉課長 安里孝夫 12番、喜納議員にご説明いたします。

対象者というのは、この3つの条件を満たしていればどなたでも応募はできます。ただ、40人という枠があるものですから、40人の方の家庭の事情を勘案しながら、その中で優先順位をつけたいということでの説明でございました。その優先順位というのはですね、例えば低所得者の家庭であるとか、ひとり親とか、そういう基準を基にその入所の順位をつけて、40名以上になったときにはその順番の中から入所していただくという段取りと考えております。以上です。

- O 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 それを条例で定めなくても別にいいのかどうかというのをもう1回聞きたいのと、私が気になるのは初の公設民営という形で、町民にとってはすごく助かる、いわゆる保育料というか、その料金なんですが、いわゆる民間でやられている方も既におりますので、そういったところと差別するためにもやはり今の入所の条件というのをしっかりと定めて、どこから、

誰から見ても突っ込まれないような形にするべきだと思うんですが、それは条例で定める必要はないのか。そうでなければ、これから指定管理がなされる方との、いわゆる指定管理の仕様書の中でやっていくのか。もう1点、教育委員会としてはそこにどのように関わっていくのか。本部小学校の児童ですので、先ほどの質疑にもありましたが、小学校の中にいわゆる児童福祉の施設ができるわけですよね。その入所の段階で教育委員会として関わるべきではないのか。そこら辺までお伺いします。

- O 議長 崎浜秀進 福祉課長。
- O 福祉課長 安里孝夫 12番、喜納議員にご説明いたします。

入所条件とかを条例に盛り込む必要があるのではないかというご質疑かと思うんですけれども、 定員が40名、その要件を満たす子は本来なら全員入れられるんですけれども、ただ40名以上に なった場合に漏れる子がいる。漏れるということで基準を設けるという内容になっていますので、 特にここで条例に盛り込むものではなくて、規則や指定管理者との協定の中でその辺は盛り込ん でいこうと考えております。以上です。

- O 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。
- O 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明いたします。

入所条件について教育委員会も入って検討すべきではないでしょうかという質疑でありますが、 先ほど福祉課長のほうから新しい指定管理者と福祉課のほうであえてこの基準を決めてというお 話がありましたので、もし必要とあれば、我々教育委員会も同席してその選考に当たることもあ り得るかと思います。そのときはまた検討したいと思います。以上です。

- O 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 これは以前からの子ども・子育て支援事業の中での、それから成り立ってきた事業だと思います。その中ではしっかりと子供たちの放課後の居場所づくりの観点から始まった事業だと思っていますので、しっかり福祉課と教育委員会のほうも連携しながらですね、入所児童、本当に必要な家庭の子供たちが入れるような、その入所条件というのをしっかり厳格にしていただいて、学校の中でその子供たちが居場所をつくれると、先ほど説明があったとおりにいい事業にしてほしいと思います。最後に町長、これは先ほど言った初の試みであります、指定管理のですね、また上本部まで行きます。今回、しっかりとした条例やその仕組みをつくっていかないといけないと思いますが、町長のご意見をお伺いします。
- 〇 議長 崎浜秀進 町長。
- 町長 平良武康 本町での初めての公設民営の児童クラブでございます。基本的な考え方といたしまして、児童クラブ公設民営でございますので、そして同時にまた子供たちの将来の人材育成の場でもありますので、その辺の部分についてはこれまでのただ預かればいいよといったような児童クラブから脱皮したような形で、理想的なことを言うと、県内でもモデルとなるようなこういったカリキュラムができないだろうかというようなことを内部でも議論しているところであります。ご指摘にありますように、学校のほうとの十分な連携も必要だと思っておりますので、

そういった部分については学校教育との連携、教育委員会などともしっかり連携が取れるような 形をこれから考えていきたいなと思っております。

それから入所についても先ほどお話しがありましたけれども、必要であれば、この条例の中で 規定されている部分、されていない部分については、また規則を定めてしっかりと公平性が保て るような形、そして特に困っている家庭などですね、必要性の高い子供たちがしっかりとそこで 対応できるような形態というものを考えていきたいとこのように思います。

O 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第93号 本部町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第93号 本部町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制 定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第94号 もとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを議題とします。 本案について議案の説明を求めます。福祉課長。

O 福祉課長 安里孝夫 さきに提案しております議案第94号 もとぶ放課後児童クラブの指定 管理者の指定について説明いたします。

次のページをよろしくお願いいたします。参考資料のほうで説明させていただきます。もとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定について。令和3年4月に開所を予定している、もとぶ放課後児童クラブの指定管理については、指定管理者募集要項に基づき応募申請のあった4者の中から指定管理者候補者選定委員会において事業計画の内容や事業提案を審査し、指定管理候補者の選定を行っております。経過スケジュールについてご説明いたします。指定管理者候補者募集、令和2年9月7日から10月9日まで行っております。その間に一度、候補者説明会を9月18日に行っております。その中で指定管理者の応募が4者ございました。そのプレゼンテーションを10月27日に行っております。応募者、ほのぼの学童、名護で2か所運営しております。NPO法人JHC共生の杜、町内で2か所運営しております。NPO法人子ども支援ホーム、埼玉に本部がございます。東京を含む17か所で運営しております。NPO法人子ども支援ホーム、埼玉に本部がございます。東京を含む17か所で運営している児童クラブの団体でございます。NPO法人三楽、埼玉に本部があり、東京、神奈川、広島、37か所で運営している児童クラブがございます。指定管理候補者の決定及び結果通知、11月2日に行っております。令和3年4月1日から、指定管理者指定、ほのぼの学童を指定管理者として5年間を予定している内容となっております。以上

です。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第94号 もとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第94号 もとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定については、 原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第95号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。健康づくり推進課長。

O 健康づくり推進課長 平安山良信 さきに提案しました議案第95号についてご説明いたします。

本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をご準備ください。説明につきましては、改正の概要を添付しておりますので6ページの説明資料をお開きください。まず、1点目の制定の趣旨についてでございますが、平成30年度の税制改正において、令和3年1月1日から個人所得課税の見直しを行うことが決まっております。これは働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点から、給与所得向上、公的年金控除を10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げるものであります。今回の税制改正に伴う影響や不利益が生じないよう、本部町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

次に2点目、改正の内容についてでございますが、現行では国民健康保険税を決定する際に、 基礎控除として給与所得や公的年金等の合計である総所得から33万円の基礎控除を行っております。この表の左側、改正前の部分になります。これが改正案では、右側のほうですね、10万円引き上げられ43万円となります。また給与所得控除や公的年金等控除が10万円引き下げられたことにより、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから不利益が生じないよう、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯につきましては、被保険者のうち一定の給与所得と公的年金等の支給を受けているものの合計の数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えることになります。それをすることによりまして、この該当しにくくなるということを配慮するという形になります。

最後に施行期間でありますが、来年ですね、令和3年1月1日施行となっております。以上で す。 O 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第95号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第95号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第96号 動産の買い入れ契約の締結についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

O 総務課長 仲宗根 章 議案第96号 動産の買い入れ契約の締結についての説明をいたします。

今回の動産の買入れは、備蓄資材購入業務でございます。契約金額で1,377万6,499円、本町の規定によりまして700万円以上は議会の議決が必要でございますので提案しているところでございます。この業務は、地方創生臨時交付金10分の10補助事業でございますが、そちらを活用しましての事業でございます。

2枚目をお願いいたします。概要で説明いたします。業務期間が100日間、指名業者が5業者指名しております。業務内容でございますが、こちらを購入するものでございます。仕切りテントで565張り、更衣室のテントが7張り、折りたたみベッドが350件、マットが780枚、毛布が113枚でございまして、こちらは今工事を進めておりまして、倉庫の設置を進めているところでございます。町民体育館に2基新たに設置いたします。現在2基ありますけれども、新たに2基で、合計4基になりますけれども、そちらに入れる分、そして伊豆味小中学校に1基、旧崎本部小学校の体育館横に1基、旧上本部中学校の体育館に1基、合計5基を整備していますけれども、そちらのほうに割り振って保存しておくということを予定しているものでございます。以上、説明を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第96号 動産の買い入れ契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第96号 動産の買い入れ契約の締結については、原案のとおり可決 されました。

日程第8. 議案第97号 動産の買入れ契約の締結についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。教育委員会事務局長。

O 教育委員会事務局長 有銘高啓 さきに提案しております議案第97号 動産の買入れ契約の 締結についてご説明いたします。

本部町GIGAスクール情報機器整備備品購入となっており、生徒1人にパソコン端末1台を整備するものになっております。契約金額は6,023万1,600円となっており、規定の700万円以上の契約となりますので、議会のほうに提案させていただいております。

資料をめくっていただきたいと思います。概要となっております。指名業者は8者となっており、備品概要としましては先ほど述べました情報機器端末、パソコン1,352台となっております。 内訳としましては、学習者用生徒のほうですね、1,179台、教師用が94台、予備機が79台となっております。

次の資料をお開きください。入札結果報告となっております。指名業者は8者でありましたが、 1者辞退があり、入札当日は7者で行っております。以上です。

- 議長 崎浜秀進 質疑を行います。5番 小橋川 健議員。
- O 5番 小橋川 健 この情報機器端末の購入ということで理解しておりますが、以前お伺い したとおり今年度中のこの事業の整備を考えているというお話を聞いて、いろいろ今経過で聞い ている中で、いま一度今年度中にこの事業の完了が可能なのかどうか、今答えられる範囲でよろ しいのでお答えいただきたいと思います。
- O 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。
- 〇 教育委員会事務局長 有銘高啓 5番、小橋川議員にご説明いたします。

我々も令和3年4月1日から新たな新年度を迎えて、子供たちが授業を開始します。それに向けて11月の臨時議会でもありましたネットワークの環境整備も含めて今回提案しています、端末のほうも含め。関連するものを含めて準備を進めているところでありまして、可能な限り、しっかりと整備を進めていきたいと考えております。以上です。

- O 議長 崎浜秀進 5番 小橋川 健議員。
- 〇 5番 小橋川 健 力強いお言葉ありがとうございます。

本当に今、コロナ禍の中で先が見えない中、学校の形態もいつまた休校の措置が取られるか分からないという状況の中で、やはりこの事業というのは重要になってくると思います。私、他市町村とも比べていろいろ話を比較するんですけれども、やはり本部のほうは早急にこの事業に対して取りかかったということもありまして、ハード、ソフト面両方見ても他市町村に負けないぐらいの早さで整備は進んでいると思いますので、内容をしっかり精査して、本部町の子供たちの

ためにお話があったように、今年度中の整備ができるように頑張っていただきたいと思います。 以上です。

- O 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 1点だけお伺いします。

このGIGAスクール構想にですね、このGIGAスクール、国やこれまで推奨する、そのGIGAスクールの構想に推奨する。例えばこれは何というメーカーなのか、パソコンなのか、たしかそういうのがいろいろあったと思いますが、今回この購入した部分、メーカーというのはどこなのか、これは教育委員会として決定したのか、それともその購入をなさったトラストコミュニケーションさんからのアドバイスだったのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

- O 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。
- O 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明いたします。

端末の選定は国のほうからはウインドウズOSとクロームOS、アイパッドOSの3種類が文科省のほうから推奨されておりました。この端末を選定するに当たっては、我々は本部町のICT教育推進委員会を設置しておりまして、こちらは委員長に伊豆味小中学校校長、副委員長に本部小学校の教頭、あと各学校にICTリーダーがいらっしゃいます。その委員会の中でこの3つのOSについてのメリット、デメリット等も含めて学校現場のほうにアンケートを取っております。アンケートを取ってそれを吸い上げをして、最終的に第2回の推進委員会会議でアンケートの評価と、あとコスト等も含めた総合的に比較、検討して、その委員会の中でその端末を選定しております。以上です。

12番、喜納議員にご説明いたします。答弁漏れがありました。

決定したのはクロームOSということになっております。以上です。

O 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第97号 動産の買入れ契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第97号 動産の買入れ契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第98号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。建設課長。

**〇 建設課長 宮城 忠** さきに提出いたしました議案第98号についてご説明いたします。

次のページ、第二浜川橋橋梁整備工事(上部工)請負契約概要をお願いします。工期が100日間で、指名業者は本部造園株式会社から比嘉建設工業まで12者でございます。工事概要としまして、橋体工、舗装工、橋梁付属物工、道路改良工一式で、橋長約13メートルでございます。下の位置図の紫の丸で囲まれているところが工事箇所となっております。伊野波橋のすぐ隣になります。

次のページは入札結果報告書になっていまして、その次のページ、橋梁一般図をご覧ください。 プレテンション方式で伊野波橋と同じ工法です。伊野波橋はT型ですが、第二浜川橋は中空床版 型になります。以上で説明を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第98号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第98号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されま した。

日程第10. 議案第99号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。建設課長。

O 建設課長 宮城 忠 さきに提出いたしました議案第99号についてご説明いたします。

次のページ、満名川線道路改良工事(その3)請負契約概要をお願いします。工期が100日間、 指名業者は本部造園株式会社から有限会社比嘉建設工業まで12者でございます。工事概要としま しては、整備延長が312メートル、土工、路盤工、舗装工、排水工、擁壁工一式でございます。 下の図面の右側、No.48+14.266からNo.46+7.115が工事場所となっております。

次のページが入札結果報告書になっておりまして、その次のページの平面図 (4) とその次のページ (5) をご覧ください。具志堅自動車の後ろ側の佐伊土間橋からアセロラフレッシュに上がる満名橋の区間になります。以上で説明を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第99号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第99号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されま した。

休憩します。

休 憩(午前10時59分)

再開します。

再 開 (午前11時09分)

日程第11. 議案第100号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。 本案について議案の説明を求めます。総務課長。

O 総務課長 仲宗根 章 議案第100号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてでございます。

3枚目をお願いいたします。令和2年度本部町一般会計補正予算。令和2年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ2億7,062万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ111億2,263万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

事項別明細書でもちまして、主な事業を抽出しまして説明をさせていただきます。まず歳出のほうからお願いいたします。6ページ、7ページをお願いいたします。総務費の一般管理費でございますが、7ページの中段あたり、消耗品費で198万2,000円の減額、そしてシステム改修委託料で918万8,000円の減額、通常消耗品費で200万円近くの減額というのは滅多にないことでございますが、この減額に関しましては、特別定額給付金、1人当たり10万円の定額給付金でございますけれども、あの事業に関わる分でございますので、実績が出ましたのでその分は減額しているというものでございます。

続きまして、14、15ページをお願いします。民生費、社会福祉費の老人福祉費でございます。15ページの中段あたりに委託料としまして、やぎ舎製作・設置業務委託料110万円、そしてその2段下に車両購入費139万9,000円、こちらは軽トラになりますけれども、こちらは高齢者の健康づくりのため、ヤギ舎2棟を製作、そしてヤギ4頭を購入し、2団体に貸付けを予定している事業でございます。こちらは介護広域の交付金を活用しまして10分の10事業となっております。下のほうから返還金と出ていますけれども、こちらは福祉事業の、令和元年度の実績に伴う返還金が出ております。次のページも返還金があります。これは前年度の実績に応じての返還でございます。続きまして、16、17ページの民生費、児童福祉費でございますけれども、17ページの下から3段目、工事請負費の児童クラブ外構工事費372万2,000円、その2段下、クーラー購入費136万円、こちらは先ほど福祉課のほうから設置条例の案件と指定管理の案件がございました、本部小学校隣に4月1日から竣工します学童の分でございます。こちらは外構工事を今から追加で行

いますので、その分とクーラーの設置でございます。こちらは単費になります。

続きまして、18、19ページ、衛生費、保健衛生費の委託料、19ページの中段にインフルエンザ 予防接種委託料847万5,000円の増でございます。こちらは毎年インフルエンザの予防接種を助成 しておりますが、そのインフルエンザの予防接種の済み者、既に済んでいる方が10月1日から10 月31日までの間、昨年実績から1.6倍と増えております。なので、例年よりも多くの方がインフ ルエンザの予防接種を受けているということでございます。その伸びを勘案しまして、今回847 万5,000円の増額をお願いしているところでございます。昨年度の実績で述べ5,300人の方が予防 接種を受けておりますけれども、今回は約7,800人を見込んでいるものでございます。同じペー ジの一番下、経営戦略策定経費補助金306万9,000円、こちらは町の水道事業におきまして令和3 年から令和12年度までの10年間、経営戦略策定を計画するものでございます。その費用の2分の 1を一般会計で負担します。2分の1を水道会計で負担。一般会計の負担分のさらに2分の1が 特別交付税措置されるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページ、衛生費の清掃費でございます。21ページの上段から2番目、委託料のもとぶ美ら海海岸漂着ごみ回収事業委託料109万8,000円の減額、こちらはコロナ関連の地方創生臨時交付金を活用した事業でございまして、崎本部と瀬底の海岸をそれぞれ1回ずつ漂着ごみの回収を行っております。その実績に伴いまして、事業費の残分を減額しているものでございます。その下、備品購入費、車両購入費844万2,000円の減額、こちらは車両購入の実績による減額でございます。塵芥車、いわゆるパッカー車でございますが、そちらが1台と1.5トン車1台、いずれもごみ収集車に使用する車両でございます。こちらが老朽化に伴い新規に購入するものでございます。塵芥車が4トン車から3トン車に使用を変更しております。それに伴い減額が発生しておりますので、それを、減額分を、補正で減額しているものでございます。こちらは単費になります。

続きまして、22、23ページ、農林水産業費の農林振興費、23ページの真ん中に工事請負費で外あそび・外まなび交流施設機能強化事業工事費2,400万円、こちらもコロナウイルスに係ります地方創生臨時交付金を活用しましての事業でございます。10分の10事業になります。ハーソー公園内にシャワー、としてトイレ施設を整備する事業でございます。多目的トイレを増設いたします。そして排水路の整備、電柱の増設などが必要になったことから、今回2,400万円の増額を計上しているところでございます。同じページの一番下、工事請負費で新里排水路改修工事231万円、こちらは町道新里スミガ線の排水路に通行が可能になるようにボックスカルバートを設置し、人あるいは農機具が往来できるようにするものでございます。こちらは単費になります。

続きまして、26ページ、27ページ、土木費の道路新設改良費でございます。こちらは瀬底一周線関係と満名川道路関係の工事費と用地費等を計上しております。瀬底一周線関係で1億2,000万円、満名川関係で8,000万円、合計2億円の予算を計上しております。こちらは北部振興策事業で整備を進めている路線でございますが、市町村間流用で本町に2億円の事業費がつきましたので、前倒しで事業を実施して行うものでございます。こちらは8割の国庫補助でございます。

事業の完了は来年度、令和3年度末を予定しております。続きまして、28、29ページ、土木費の公共下水道事業費、繰出金、公共下水道特別会計繰出金1,227万9,000円、こちらは谷茶にございます浄化センター内の機器の修繕、そして浜元の元気村前での緊急管路工事がありました。その2つの工事修繕に関しまして一般会計からの繰出しを計上しているところでございます。こちらも単費でございます。

続きまして、歳出の最後になります。38、39ページ、予備費でございます。予備費で913万9,000円を計上しております。これまでウェブ会議の環境整備、電波障害の対策工事、瀬底の町道修繕など予備費を充用しております。いずれも緊急に対応しなければならない事業でございました。当初予算で確保しております2,000万円に戻すために、今回使用した予備費を再度充用、補正増としておりまして、913万9,000円を計上しているものでございます。

歳入に戻りたいと思います。歳入、事項別明細書の2ページ、3ページになります。町税で町 民税、法人の現年度分を説明いたします。こちら法人所得割で1,600万円の減額、そしてその下 の入湯税で437万4,000円の減額、こちらはコロナウイルス感染拡大の影響を受けて、法人事業者 の法人所得割と入湯税の減収が見込まれておりますので、その見込み分を今回減額で補正してお ります。

続きまして、その下の普通交付税8,968万4,000円、こちらは先ほど歳出で説明しました単費分に係る事業費に普通交付税を充てるために計上しているものでございます。

一番下から2段目の道路橋梁費補助金1億6,000万円、こちら歳出で説明いたしましたが市町村間流用で2億円、本町に事業費が割り当てられましたので、その8割になります1億6,000万円、国庫補助として計上しているものでございます。以上、説明を終わります。

- 議長 崎浜秀進 質疑を行います。8番 仲宗根須磨子議員。
- O 8番 仲宗根須磨子 21ページの衛生費の中の清掃費、委託料109万8,000円、なぜ使い切れなかったのか、その理由を伺います。
- 〇 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。
- 〇 健康づくり推進課長 平安山良信 8番、仲宗根議員にご説明いたします。

まず当初ですね、このコロナの事業を使いまして、町内5か所の海岸を建設課、農林水産課、企画商工観光課で完了していない海岸の清掃を予定しておりました、当初5か所ですね。その中で観光地を清掃するということで、観光協会等に委託するということでいろいろ進めてきまして、観光協会と現場の選定に入りました。その中で、特にお客さんが来るところに絞ってやろうということで話が決まりまして、例えばロードパークとか本部リゾートの下のほうの海岸とかも予定していたんですが、観光地としてはあまり利活用されていないと。また駐車場の草刈り等ですね、観光地として利用するためには莫大な費用がかかると。海岸清掃以外にも莫大な費用がかかるということでこの予算の中でできるところということで、その瀬底のアンチ浜と崎本部のシャワートイレのそばの2施設を選びまして事業を実施しました。その中で残ったものが今回補正減するものとなっております。以上です。

- O 議長 崎浜秀進 8番 仲宗根須磨子議員。
- 8番 仲宗根須磨子 場所を選定するのに観光地だけというのは、また何というか、あまりにももったいないなと思います。地元の人も利用する、例えば備瀬の海岸とか、昨日一般質問でした具志堅のビーチとか、そういうところにもこの予算を活用したほうがよかったんじゃないかなと思います。109万8,000円だったら、あと何か所かできたのではないかなと思いますが、いかがですか。
- 〇 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。
- O 健康づくり推進課長 平安山良信 8番、仲宗根議員にご説明いたします。

今回、コロナの事業で、今観光地としてお客さんも来ない、こういう状況で、町民、また町外の方にPRしてぜひ本部に来ていただきたいということをメインにして今回場所の選定をやりまして、車が止めやすいとか、アクセスしやすいとかですね、そういうものもありまして、今回2か所に選定させていただいた次第であります。以上です。

- O 議長 崎浜秀進 8番 仲宗根須磨子議員。
- O 8番 仲宗根須磨子 じゃあ、そういう理由であるならば、備瀬の海岸のほうも観光客が来るので、そこも該当するんじゃないかと思いますが、いかがですか。
- O 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。
- O 健康づくり推進課長 平安山良信 仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

今回、この選定するものなんですが、備瀬の海岸につきましては建設課のほうで海岸清掃を やっているという実績がありましたので、今回、備瀬につきましてはこの事業の選定には入れて おりませんでした。以上です。

- O 議長 崎浜秀進 仲宗根須磨子議員、4回目ですけれども、議長が認めます。8番 仲宗根 須磨子議員。
- O 8番 仲宗根須磨子 場所選定するのに大変頭を悩めるとは思うんですけれども、なるべく ある予算を活用するようなやり方をやっていただきたいと思います。以上です。ありがとうござ いました。
- 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。9番 具志堅 勉議員。
- 9番 具志堅 勉 2点あります。

まず1点目、19ページ、インフルエンザ予防接種委託料、これはよく説明のときに6,000回分とか、今回また7,800人分予定しているというんですが、これは延べ人数だと思いますけれども、回数なのか人数なのか、例えば子供たちは2回打ちますよね、それで延べ人数なのか、その辺のこととですね。

もう1点は、21ページ、車両購入費の中でパッカー車を4トン車から3トン車にした理由、この2点をお願いします。

- 〇 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。
- O 健康づくり推進課長 平安山良信 9番、具志堅議員にご説明いたします。

まずインフルエンザのほうから説明させてください。今、資料を準備します。すみません、まずインフルエンザについてでありますが、12歳以下につきましては2回打つこととなっておりまして、12歳以上は1回ですね。その1回の方と子供たちの2回分を足した数字の合計になります。よろしいですか。

あと2点目のパッカー車についてでございますが、まずパッカー車について説明しますと、今 現在、町で3台のパッカー車を保有しております。その3台の車は4トンのパッカー車となって おります。今回、仕様の中で3トンのパッカー車に変更しました。4トンのパッカー車、3トン のパッカー車、両方とも中型のパッカー車に分類されます。メーカーに確認したところ、その中 型のパッカー車につきましては、車の重さとごみを載せた重さ、その上限が8トン以下になると いうことであります。3トン車も4トン車もごみを載せた車の重さが8トンまでとなります。車 の重さについてでありますが、4トン車が約5トン、車の重さ。3トン車が4トン、軽くなりま す。じゃあ、実際どれだけごみを積めるかという問題でありますが、4トン車は車の重さが約5 トンありますので3トンのごみを積めるということになります。3トンのパッカー車につきまし ては、車の重さが4トン、重さが約3トンまで積めますということでですね、車の荷箱の大きさ は4トン車が大きいのでありますが、実際に積めるごみの上限の重さというのはほぼ変わらない という話がありまして、よく現場で車が大きいとミラーをこすったり、大浜の住宅街を通るとき に車が止まっていて通りにくいとか、そういうものもあります。あと集落の小さな道の奥まで 入っていけないとかですね、そういうときに小型であれば小回りが利くとか、そういうことがあ りますので、我々のほうで経費もそれだけ安くなりますので、検討した結果、3トン車というこ とでやっております。以上です。

- O 議長 崎浜秀進 9番 具志堅 勉議員。
- **〇 9番 具志堅 勉** 最初の回答ですけれども、私が聞きたいのは去年の実績5,300人と言っていましたね、さっき総務課長が。5,300人でしたら、12歳が2回打っていますので5,700回になるのかということです。言いたいこと分かりますか。そういうことです。その確認です。
- O 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。
- O 健康づくり推進課長 平安山良信 9番、具志堅議員にご説明いたします。 延べになります。すみません、失礼します。
- O 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 それでは30ページ、31ページ、住宅費、今回修繕費で250万円、この住宅費を合わせると2億4,000万円近くあるんですね。今回、実際個別に決まっているところがあって、そこに修繕がかかるのかというのと。今、町内にある町営住宅、老朽化が一番古いところの場所を教えていただきたいのと、今、嘉津宇団地を造っていますが、その後も検討している段階にあるのか、その3点を伺います。
- O 議長 崎浜秀進 建設課長。
- 建設課長 宮城 忠 12番、喜納議員にご説明いたします。

補正250万円についてどこを修理するかということは、今のところ伊豆味第二団地のエレベーターの部品取替え、伊豆味第二団地202号室の気温水温 I Hヒーターの取替え、瀬底第二団地加圧ポンプの取替え、その他日常修繕とかのもので250万円を計上しています。一番古い団地は謝花団地になりまして、嘉津宇団地の次は具志堅団地を来年予定しています。以上です。

- O 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。
- 12番 喜納政樹 私が今回聞きたかった、ざっと見てちょっと質疑したかったのは、恐らくあと何年後かすると、県内全ての各地だと思いますけれども、町営、市営の団地が全部老朽化していく、そういう時代が来ると思います。その住宅費の修繕費も増えていくだろうと。その中でバランスをしっかり取ってもらわないと、古くなっていって修繕にかかる、あと団地を造っていくというのは大事なことだと思います。子育て世代の部分に関しても人口の減少の対策に対してもそうなんですが、その古くなっていく場所を今後どうするのか、改築というわけにはいかないと思いますから、それを実際どういうふうに処理して新しくその場所に建てていくのかというバランス、今、上本部の方面に造るのはとてもいいことです。しかし、この古くなっていく場所に、今後じゃあどういうふうに考えているのか。そこまでまだ考えてはいないと思うんですが、その修繕費が増えるという部分がちょっと気になるものですから、そこら辺のバランスを、これは町長にお伺いしたいと思いますが、どのようにお考えですか。
- 〇 議長 崎浜秀進 町長。
- 町長 平良武康 おっしゃるとおり、古くなっているところが何か所か、私自身もどことは言いませんけれども、そこはそろそろ建替えですとか、あるいはその場所じゃなくして、どこか新しい場所とかというようなことを考える計画をしなければいけないような場所もあるというように認識しております。法定の耐用年数との関係もありますので、その辺のものを見極めながら、じゃあ建替えするときにどのような国庫予算がどのような形で引っ張れるのかということを見計らいながら対応していきたいなと考えております。次期北部振興策などにそういった部分まで過疎対策として組み込めるのか。あるいは沖縄全体の新たな沖縄振興開発に係る、この制度の仕組みの中で、県全体としてそのような修理、建替えといったようなものも何らかの形で事業化の仕組みができることが望ましいと思っておりますけれども、その辺の部分については、しっかりと対外的にも議論しながら、議員がおっしゃるように老朽化対策の時期についてもしっかりと考えていく段階だなというように考えておりますので、議員各位からもアイデアがありましたら、またご提案などをいただきたいなとこのように思っております。
- O 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 すみません、町長の答弁をもらった後なんですけれども、課長に1点だけ 説明していただきたい。

住宅費 2 億4,000万円ついていますけれども、決算のあれも見て、これ額は 2 億円ですよね。 従来これぐらい……、すみません、実際に、大まかでいいので修繕にどの程度かかっているのか だけ。課長の感覚でいいですからお聞きしたい。

- O 議長 崎浜秀進 建設課長。
- 建設課長 宮城 忠 12番、喜納議員にご説明いたします。 当初で400万円を計上しまして、大体最終的にトータル1,000万円ぐらいにはなるかと思います。
- 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。 7番 具志堅正英議員。
- **7番 具志堅正英** 15ページの委託料、さっきのやぎ舎製作・設置業務委託料ですけれども、 高齢者の生きがいづくりということでしたけれども、ヤギ舎が2棟にヤギが4頭ですけれども、 これは年間この2棟と4頭だけの委託になるわけですか。それともう一つ、委託ということです けれども、育てたヤギの使い方ですけれども、どういうふうに考えておられますか。
- O 議長 崎浜秀進 福祉課長。
- 福祉課長 安里孝夫 7番、具志堅議員にご説明いたします。

今回、介護予防事業という形で委託料と備品購入費、合計で240万円計上させていただいております。介護広域の新規事業で新たな事業や、現在ある事業を拡充する事業に対して100%補助が受けられるということで、今回エントリー、指定採択された事業でございます。委託料については、健康づくり、生きがいづくりということで町の老人会を通して各字老人会宛てにこういう事業があるんですけれども、どうでしょうかということでエントリーを募集しているところです。現在2つの地域からエントリーがあったという報告を受けております。その地域にそれぞれヤギ舎を1棟、ヤギを2頭譲渡して飼っていただく予定です。そのヤギ2頭に子供が生まれた際には有効活用の上、かわいがってもらったらと思っているんですけれども、ただですね、2頭というのはお渡ししているものですから、常時2頭は飼う形で生きがいにつなげていっていただきたいという事業となっております。以上です。

- O 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。
- **7番 具志堅正英** 分かりました。じゃあそういう2頭のその後の2頭からの果実に対しては、地域で責任を持ってやってよろしいということですね。
- O 議長 崎浜秀進 福祉課長。
- 福祉課長 安里孝夫 7番、具志堅議員にご説明いたします。

2頭はずっと飼っていただきたいんですけれども、またほかに後継ができた場合にはどういうかわいがり方をするかというのは各地域にお任せしますので、愛情を持って育てていただきたいと考えております。以上です。

- O 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。
- 7番 具志堅正英 分かりました、ありがとうございます。
- 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第100号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第100号 令和2年度本部町一般会計補正予算については、原案の とおり可決されました。

日程第12. 議案第101号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と します。

本案について議案の説明を求めます。健康づくり推進課長。

O 健康づくり推進課長 平安山良信 それではさきに提案しました議案第101号についてご説明いたします。

国民健康保険特別会計補正予算についてであります。議案の表紙1枚おめくりください。令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,389万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,762万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和2年12月15日、本部町長 平良武康。それでは詳細につきまして、歳出、歳入の順にご説明いたします。まず歳出の6ページ、7ページをお開きください。1款総務費、1目一般管理費の委託料についてご説明します。右のほうをご覧ください。住民情報システム電算委託料につきましては、来年3月に郵送する次年度の保険所切替えに同封するマイナンバーカードの利用促進に伴うリーフレットの印刷及び封入等に係る委託料となっております。34万3,000円となっております。下段、マルチマーカーシステムバージョンアップ委託料につきましては、住民健診のデータを新しいガイドラインに基づいて分析、収集し、特定保健指導を充実させるためのシステムのバージョンアップのための費用となっております。44万円です。下段、備品購入費につきましては、このシステムをインストールするパソコンの購入費用となっております。

次に8ページ、9ページをお開きください。2款保険給付費の1項療養諸費の右のほう、一般被保険者療養給付費保険者負担額であります。まず初めに、医療費につきましては、平成30年度の制度改正により、沖縄県が全額担保することとなっております。当初予算につきましては、沖縄県の資産を基に予算を組んでおります。県の資産につきましては、本町の過去の医療費等を基に試算しております。本町の平成30年度の医療費が被保険者等の死亡により一時的に低くなった時期がありました。その影響を受け、県の試算が低く見積もられておりました。そこでこれまでの実績と県の試算を比較したところ、不足することが見込まれることから実績に合わせて補正するものであります。8,798万4,000円補正します。次に歳出の10ページ、11ページをお開きください。2款保険給付費の2項高額療養費、右のほうですね、一般被保険者高額療養費についてであ

りますが、この高額療養費につきましても先ほど説明した一般被保険者療養給付費保険者負担額 と同様の理由により、これまでの実績と県の試算を比較したところ、不足することが見込まれる ことから実績に合わせて補正するものであります。694万8,000円となっております。

次に歳入を説明します。歳入の2ページ、3ページをお開きください。1款の国民健康保険税 について説明します。右のほうをご覧ください。これは新型コロナウイルス感染症に伴う国民健 康保険税の現年分の補正となっております。減免申請の実績に合わせてこれまで補正してきた金 額の差額分をさらに減額するものであります。

下のほうをご覧ください。5款国庫支出金、災害臨時特例補助金116万7,000円補正しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険の現年分の国庫負担分となっております。

下のほう、6 款県支出金、保険給付費等交付金、普通交付金9,493万2,000円につきましては、 歳出で説明した保険給付費と同額となっております。全て県が負担することとなっております。 次に歳入、4ページ、5ページをお開きください。6 款県支出金の特別調整交付金分の90万円に つきましては、国民健康保険税の減免分の県の負担分となっております。

下、10款繰入金、財政安定化支援事業繰入金198万5,000円減額補正しておりますが、これは事業の額が確定したものによるものであります。以上です。

O 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第101号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第101号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第102号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。健康づくり推進課長。

O 健康づくり推進課長 平安山良信 さきに提案しました議案第102号についてご説明いたします。

まず表紙を1枚おめくりください。令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算。令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万4,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ1億3,038万1,000円とする。令和2年12月15日、本部町長 平良武康。

それでは詳細につきまして、歳出、歳入の順にご説明いたします。歳出の4ページ、5ページをお開きください。1款総務費の委託料です。これは先ほど国保税の条例改正で説明しました個人所得課税の見直しに伴うシステムの改修の委託料になります。57万8,000円となっております。

次に歳出、6ページ、7ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、右のほうですね、負担金補助及び交付金のものです。これは令和2年度市町村基盤安定負担金の額が確定したものによるものです。35万6,000円となっております。

次に歳入、2ページ、3ページをお開きください。左のほう、3款国庫支出金の後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金についてでありますが、先ほど歳出で説明しました個人所得課税の見直しに伴うシステムの改修委託料の国からの補助金分となっております。11万5,000円の国からの補助金があります。

下段の6款繰入金の事務費繰入金につきましては、先ほどのシステム改修の町負担分となっております。46万3,000円となっております。下のほう、保険基盤安定繰入金につきましては、先ほど歳出で説明した保険基盤安定負担金と同額の額を歳入で補正しているものであります。以上です。

O 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第102号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第102号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第103号 令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 提案しました議案第103号について説明いたします。

2枚目お開きください。令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算。令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,227万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,941万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細については、事項別明細書で説明したいと思います。歳出からお願いします。5ページ、修繕費がありますが、これについては伊野波本線の道路改築工事に伴うマンホールのかさ上げ等で106万4,000円、あと浄化センター内の脱水機の整理に伴う修繕費で302万5,000円で462万9,000円の増額補正になります。下のほうの部品購入費のほうで浄化センター内外の監視システムの取替えで64万7,000円の補正をお願いしているところであります。

7ページのほうをお願いいたします。予備費684万5,000円については、元気村付近の下水道管の緊急に破裂したものを修繕するために390万1,000円使っております。あと浄化センター内の脱水機の緊急修理で394万4,000円の合計684万5,000円を使っておりますが、その分を穴埋めするために補正に組んであります。

歳入に戻りまして3ページのほうです。3ページのほうで1,227万9,000円ありますが、これは 今読み上げた歳出の分の補正の同額を歳入に計上している分でございます。以上で説明を終わり ます。

O 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第103号 令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第103号 令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第104号 令和2年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。 本案について議案の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 さきに提案した議案第104号について説明いたします。

2枚目をお願いいたします。令和2年度本部町水道事業会計補正予算。(総則)第1条、令和2年度本部町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(収益的収入及び支出)第2条、令和2年度本部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、(科目)第1款水道事業収益、(既決予算額)5億1,560万6,000円、(補正予算額)306万9,000円、(計)5億1,867万5,000円。2項営業外収益、(既決予算額)6,630万6,000円、(補正予算額)306万9,000円、(計)6,937万5,000円、これについては一番最後のページですが、収入のほうで補正を組んでおりますが、経営戦略策定経費の2分の1を一般会計からの繰入れの分でその金額を補正増にしてあります。以上です。

O 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第104号 令和2年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第104号 令和2年度本部町水道事業会計補正予算については、原 案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第105号 動産の買入れ契約の締結についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。教育委員会事務局長。

O 教育委員会事務局長 有銘高啓 さきに提案いたしました議案第105号 動産の買入れ契約 の締結についてご説明いたします。

契約の内容としまして、本部半島多機能観光支援施設整備の備品購入となっております。契約金額は990万円となっており、規定の700万円を超えるものになりますので提案させていただいております。

次のページをお開きください。概要となっておりまして、指名業者は5者となっております。 今回、購入します備品については、新施設に設置します調理室、あとはロビー、管理事務室、展示室、授乳室、2階へ行きまして図書資料室、研修室において冷凍冷蔵庫以下ホワイトボードの備品を設置することになっております。

次のページをお開きください。今回の入札結果報告となっております。以上であります。

O 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第105号 動産の買入れ契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第105号 動産の買入れ契約の締結については、原案のとおり可決 されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第12回本部町議会 定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議 ありませんか。

## (「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他 の整理を議長に一任することに決定しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

令和2年第12回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会(午後0時12分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 崎 浜 秀 進

本部町議会副議長 具志堅 勉

本部町議会議員 松 川 秀 清

本部町議会議員 喜納 政 樹